群馬県後期高齢者医療広域連合公表第３号

次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１９条第５項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１９条第６項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく措置及び取組の実施の状況を公表する。

令和３年１０月１日

群馬県後期高齢者医療広域連合長　清　水　聖　義

群馬県後期高齢者医療広域連合
特定事業主行動計画に基づく措置及び取組の実施の状況（令和２年度）

１　採用した職員に占める女性職員の割合

	常勤職員	非常勤職員
女性職員の割合	－	１００％

※広域連合の常勤職員（以下単に「職員」という。）については、地方自治法第２５２条の１７の規定に基づく県内市町村からの派遣職員のみであり、独自に採用は行っていません。

２　平均した継続勤務年数の男女の差異

⑴　職員

男女の区別なく、管理的地位（課長以上の職）にある職員（以下「管理職」という。）及び保健師の派遣期間については２年、管理職以外の職員（保健師を除く）は３年と定めているので、差異はありません。

⑵　非常勤職員

男女の区別なく契約期間を１年としているため、差異はありません。

３　職員１人当たりの月別時間外勤務時間

【目標】平均時間外勤務時間数年間６０時間以内

月	4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２	1	2	3	計
平均	5:52	21:02	14:40	4:14	3:18	5:27	4:51	1:47	2:45	4:11	3:04	7:54	79:09
男	6:43	18:50	17:42	5:21	4:41	5:45	5:40	2:16	3:07	5:44	5:40	10:05	91:35
女	7:50	22:20	7:10	1:25	0:00	1:50	5:37	0:22	0:20	5:52	2:30	9:42	65:00

4　管理的地位にある職員に占める女性の職員について

【目標】管理的地位にある女性の職員を１人以上

	男性	女性
管理職に占める割合	２０％（１人）	８０％（４人）

5　各役職に占める女性職員について（かっこ内割合）

職名	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
事務局長	０人 （０％）	０人 （０％）	１人 （１００％）
次長 （兼総務課長）	０人 （０％）	１人 （１００％）	０人 （０％）
課長	１人 （２０％）	２人 （６７％）	３人 （１００％）
主幹	１人 （８％）	１人 （１２％）	２人 （２５％）
主任	２人 （５０％）	３人 （４３％）	２人 （３３％）
主事	３人 （６０％）	２人 （３３％）	２人 （２９％）
計	７人 （２７％）	９人 （３５％）	１０人 （３８％）

6　男女別の育休取得について

対象となる職員はいませんでした。

7　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得について

【目標】男性の職員の配偶者出産休暇の取得率１００％

対象となる職員はいませんでした。

8　職員の年次休暇の平均取得率について

【目標】年次休暇取得率８０％以上

年次休暇平均取得率は、７２．３％でした。